

公 募

令和4年11月15日

近畿地方整備局長

渡辺 学

次のとおり、公募参加申込書の提出を招請します。

1. 公募に付する事項

(1) 件 名 クレジットカード方式による公共料金の決済業務

(2) 業務内容

本業務は、業務受託者（以下、「受注者」という。）が、近畿地方整備局（以下、「発注者」という。）又は発注者が指定する管内に設置されている事務所を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、公共料金を請求する事業者（以下、「事業者」という。）から、発注者に対して公共料金の支払請求が発生した都度、発注者に代わり、事業者の定める期限までにクレジットカードを用いた方法により決済を実施することとする。

また、受注者は、発注者に代わり決済を実施した金額を発注者へ請求を行うものとする。

(3) 公募期間 令和4年11月15日から令和4年12月5日まで

(4) 業務期間 令和5年3月1日から令和5年3月31日

（ただし、本業務の履行期間は60か月を予定している。

また、契約締結日の翌日から令和5年2月28日までを、業務履行前の準備期間とする。）

2. 参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 公募参加申込書の提出期限から抽選日までの期間において近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和4年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

<令和4年11月18日(金)まで>

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話：06-6942-1141 FAX：06-6943-7834

E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

<令和4年11月21日(月)以降>

〒540-8586 大阪府中央区大手前3丁目1-41 大手前合同庁舎

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話：06-6942-1141 FAX：06-6943-7834

E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 公募要領の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

令和4年11月15日(火)から令和4年12月5日(月)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで(ただし最終日は12時00分まで)。

2) 交付場所

3.(1)に同じ。

3) 交付方法

電子メール、書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は、交付場所に問い合わせること。

(3) 公募参加申込書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

令和4年12月5日(月) 12時00分

2) 提出場所

3.(1)に同じ。

3) 提出方法

電子メール、持参、または郵送(書留郵便等記録が残るもの)とする(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。電子メールの場合は、着信を確認すること)。

(4) 抽選日、抽選会場

1) 抽選日

令和5年1月17日(火) 13時30分～

2) 抽選会場

近畿地方整備局 入札室(大手前合同庁舎10階)

4. 契約者の決定

参加する者に必要な資格等に関する事項に掲げる条件を満たす者を抽選にて1者を選

定のうえ契約する。

ただし、条件を満たす者が1者のみの場合は、抽選は行わない。なお、条件を満たす者が1者の場合も、契約者の決定は3.(4)に記載する日時に行う。

5. 申込書の無効

次の各号のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- (1) 本公募に示した資格のない者
- (2) 提出書類に不備があった者
- (3) 公募要領11. に該当する場合

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 次年度以降は、当該年度の予算成立を条件に、各年度毎に随意契約を行う。
- (4) 詳細は公募要領による。